

年 月 日

茨城町長 宛

申込者 住 所
氏 名
電話番号

茨城町空家バンク物件登録申込書

茨城町空家バンク制度実施要綱第 5 条第 1 項の規定により、空家バンクへ登録を申し込みます。

空家バンクへの登録内容は、別紙「茨城町空家バンク物件登録カード」（様式第 2 号）に記載のとおりです。

1 媒介業者の選択

町と空家バンクの運営について協定を締結する下記公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）に依頼します。

[	※いずれかにチェック ☒	]
	☐ 次の宅建協会会員	
	業者名 _____	
	☐ 宅建協会が推薦する会員	

注意事項

- 1 空家バンクでは、情報の提供や必要に応じての連絡調整は行いますが、空き家登録者と利用登録者間で行う物件の売買や賃貸借に関する交渉、契約等に関しての媒介行為は行っていません。媒介行為に係る業務については町から宅建協会を通じて会員に依頼します。

なお、媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 46 条第 1 項の規定に基づく額の範囲となります。

- 2 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び茨城町個人情報保護法施行条例（令和 5 年茨城町条例第 3 号）の規定に基づき、申し込みされた個人情報は、本事業の目的外の用途に利用しません。

3 添付書類

- （1） 茨城町空家バンク物件登録カード（様式第 2 号）
- （2） 同意書（様式第 3 号）
- （3） 身分を証明するものの写し